

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（働き方税制）について

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（働き方税制）について （所得税、法人税）

医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備等について、特別償却が可能となっています。

特別償却とは、対象設備等取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるものです。

【対象設備】医療機関が、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等の労働時間短縮に向けた「医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）」に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち**30万円以上のもの（未使用のものに限る）**

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※令和7年4月から令和9年3月までに所定の手続きをして、供用開始したものに適用（2年間の特例措置）

例：個人もしくは12月決算の法人が9月に対象設備等を導入した場合

普通償却 × $\frac{（9月から12月まで）= 4か月}{12か月}$

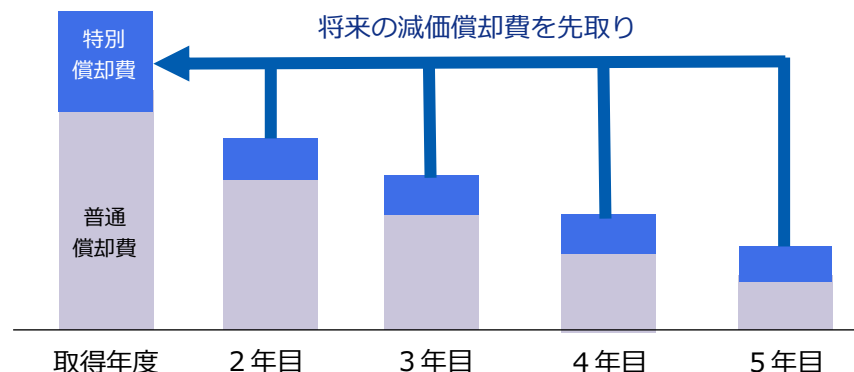
+

特別償却（取得価格の**15%**が加算）

上記を初年度に前倒しで計上

※ 購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

定率法を前提とした特別償却のイメージ図



経営状況によって税制上の効果は異なりますが、**購入費用の支出等により経営的に不安定となりがちな導入初年度に税負担が軽減される**ことで、**経営の安定化**に繋がります。

（例）特別償却制度を適用して1億2,000万円の対象機器を導入した場合、特別償却額1,800万円（取得価格の15%）の23.2%（法人税率）である約420万円分について、税負担の軽減に繋がります。

本税制の対象と手続の流れについて（全体イメージ）

対象と手続の流れ

本制度の 対象医療法人等

法人税、所得税の課税法人

（大学病院、公立病院、公的病院、社会福祉法人、社会医療法人等は対象外）
かつ、課税対象となる利益のある黒字法人

医療法人等

医療機関

③対象設備等取得・ 供用開始

医師等が行う業務の効率化に資する設備等5類型のいずれかに該当するものが対象

①短縮計画作成

②短縮計画の助言・確認 計画書返却

④青色申告書提出

特別償却の場合、
計画書添付



法人を所轄する
税務署

医療勤務環境改善 支援センター （勤改センター）

医療労務管理アドバイザー 医業経営アドバイザー

都道府県庁医療勤務担当課室長
委託の場合は、
勤改センター長（責任者）も確認

⑤計画書のフォローアップ提出（設備等供用6か月後）

1

各都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の助言を受けて、「**医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）**」を作成。

- 短縮計画は、労働時間管理の適正化や時間外・休日労働時間の削減に向けた取り組みの有無（未実施の場合は実施予定時期）、本税制を適用予定の設備等の具体的な製品名、導入効果等を記載していただきますが、
 - ・ 作成にあたっては、労務管理や医業経営に詳しい勤改センターのアドバイザーの作成支援を受けることができます。
 - ・ 厚生労働省や都道府県のウェブサイトにも短縮計画の記載例も対象機器別に複数掲載しているので、記載例に沿って作成することができます。特に、医療機関において活用が進んでいる7頁の設備等については、導入効果も含めた記載例を作成しています。
- また、短縮計画の作成に合わせて、医療機関全体の勤務環境改善に向けた様々なアドバイスを受けることができます。

（例）宿日直許可の取得、自己研鑽の取り扱いの明確化、労働時間の客観的な把握に向けた支援、労働時間の短縮に向けた業務効率化に関する助言等
- 本税制の適用を予定している設備等の検討段階から、平行して短縮計画の作成等必要な手続きを実施していただくことで、設備等の円滑な導入に繋がります。

2へ

設備等取得までの医療機関の手続の流れについて

2

**短縮計画について、勤改センターを経由して
都道府県医療勤務環境改善担当課に提出し、助言・確認を受ける。**

- 提出は、相談をしている勤改センターのアドバイザーへの手交、勤改センターへの郵送、メールによる送付等、医療機関が希望する方法で行うことが可能です。
- 短縮計画の確認は、勤改センターのアドバイザーと都道府県担当課（必要に応じて勤改センター事務局責任者も）が行い、迅速に手続きを実施しています。

3

**確認を受けた短縮計画に基づき、本税制の対象設備等を取得し、
事業の用に供する。**

※対象設備等の取得前に短縮計画の確認を受ける必要があります。

4

**事業の用に供した日の属する事業年度の青色申告の際に、
短縮計画の写しを税務署に提出する。**

その際、対象設備等について、通常の償却費とその取得価格の15%に相当する金額との合計額以下の金額を必要経費として計算した額を、所定の税務書類に記載します

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

対象となる勤務時間短縮用設備等

類型 1 ～ 5 のいずれかに該当するものであり、1 台又は 1 基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。）の取得価額が**30万円以上**のもの

※ [【様式Excel版：計画】（別添 1）医師等勤務時間短縮計画 \[134KB\]](#) –（参考資料）対象設備一覧参照

類型 1

労働時間管理の
省力化・充実に資する
勤務時間短縮用設備等

- 勤怠管理を行うための設備等

ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの

- 勤務シフト作成を行うための設備等

勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの

類型 2

医師の行う作業の
省力化に資する
勤務時間短縮用設備等

- 書類作成時間の削減のための設備等

AI による音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの

- 救急医療に対応する設備等

画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの

- バイタルデータの把握のための設備等

ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するもの

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

類型 3

医師の診療行為を補助又は
代行する勤務時間短縮用設備等

- 医師の診療を補助する設備等

手術支援ロボット手術ユニット、コンピューター診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの

類型 4

遠隔医療を可能とする
勤務時間短縮用設備等

- 医師が遠隔で診断するために必要な設備等

遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの

類型 5

チーム医療の推進等に資する
勤務時間短縮用設備等

- 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等

院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの

- 予診のための設備等

通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの

- 医師の検査や処方指示を電子的に管理するための設備等

電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの

- 医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等

医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンスなど

医療機関において活用が進んでいる設備等

(長時間労働の医師がいる医療機関における取組や本税制の適用実績があるもの)

これらの設備等については、導入効果も含めて医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）の記載例を用意しているため、この記載例も参考にさせていただくことで短縮計画の円滑な作成が可能です。

- (1) 勤怠管理システム
(副業・兼業先の労働時間、勤務間インターバルに対応したもの等)
- (2) 電子カルテ等への音声入力システム
- (3) 院外からの電子カルテ閲覧システム
- (4) ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ
- (5) 電子カルテ等情報の視覚化・構造化による管理システム
- (6) 外来診療WEB予約システム
- (7) 電子問診・AI問診システム
- (8) 同意取得の電子化
- (9) AI文書作成システム
- (10) 画像診断装置

働き方税制（所得税、法人税）に係る医師等勤務時間短縮計画（記載例・抜粋）

実行計画（対策の概要）

5. 医師の時間外・休日労働時間の削減等に向けた戦略の設定：

「タスク・シフティング」「女性医師等の支援」
「医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組」のうち**該当する項目を記載**します。

タスク・シフティング（業務の移管）

<記載例>

- ・〇〇科について、特定行為研修修了看護師〇人を活用し、〇〇業務を移管しタスク・シフトを推進する。
- ・医師事務作業補助者を〇人配置することで、カルテ等の入力業務や各種日程調整等の業務を移管し医師の業務負担を軽減する。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

女性医師等の支援

<記載例>

- ・遠隔診療機器を導入し、医師の在宅勤務を可能とすることにより、在院して勤務する医師の負担軽減、労働時間削減を図る。
- ・院内保育所／病後児保育を開始し、女性医師の獲得（離職防止・継続雇用）を図ることで医師数を確保することにより、医師の一人あたりの労働時間の削減を図る（その際、保育対象範囲を小学校3年生まで引き上げを検討）。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取り組み

<記載例>

- ・〇〇科について、〇〇機器の導入を図り、×××の効率化を図る ←対象機器を導入する場合には、当該記載は必ず記載してください
- ・特に労働時間の長い〇〇科の医師〇名について、該当する医師の外来時間の削減の取り組みを行い、労働時間の〇時間程度の削減を図る。
- ・対象医師全員について、〇〇会議の効率化（メンバーの限定、会議時間の上限設定等）を行う。
- ・〇〇科について、複数主治医制を導入することで当直以外での出勤を減らす。
- ・連続勤務時間の上限を設定して勤務割りを作成する。
- ・勤務間インターバル時間を設定して勤務割りを作成する。
- ・地域の診療所への紹介を推進すること（逆紹介の推進等）で、平均在院日数を減らす。
- ・二次救急について輪番制を導入する（導入を目指し、地域の医療機関との意見交換を開始する）。
- ・患者サポート窓口の設置により、患者から医師への問い合わせを減らし、医師の労働時間削減を図る。
- ・患者の問診、患者・家族への説明にタブレット等を活用し、医師事務作業補助者が事前に医師に確認の上、説明資料等の準備を行う。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

※計画の実行に器具・備品・ソフトウェア（税込30万円以上のもの）を必要とする場合は別紙も記載し添付のこと

働き方税制（所得税、法人税）に係る医師等勤務時間短縮計画（記載例・抜粋）

青字は記載例

別紙

器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト

（税込30万円以上のもの）

（計画を実施していくうちに、新たに購入が必要となった場合等は、後日追加又は修正）

※ 該当するものにチェック（リストにないものは適宜、加筆ください）

※ 製品名等だけでは医師の労働時間削減の効果が明らかでないものについては、解説を加えること

1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等（省力化）

☐ ICカード管理の導入（製品名
:メーカー名

☐ タイムカードの導入（製品名
:メーカー名

☐ 勤怠管理ソフトの導入（製品名
:メーカー名
（詳細化）

☐ 時間外・休日に行う研鑽に関する取扱いの明確化
（製品名 :メーカー名

2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：電子カルテへの音声入力システム :メーカー名）

効果の説明（音声入力の活用により、電子カルテへの入力に係る業務負担を軽減することで労働時間の短縮に繋がるとともに、医療分野における専門性の高い各種専門用語の認識が可能となることで、入力後の確認に係る負担軽減にも繋がる 等）

3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：AIを活用した画像診断システム :メーカー名）

効果の説明（レントゲン撮影にAIによる画像診断補助プログラムを活用し、診断効率の改善による撮影時間の短縮、迅速なチェックによる再撮影時間の短縮、撮影後のダブルチェックの時間短縮等の効率化等により、労働時間の短縮が見込まれる 等）

4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：電子カルテ閲覧モバイル端末 :メーカー名）

効果の説明（夜間や緊急時に自宅や移動中の車内等から患者情報が確認可能になることで、病院到着時の情報の確認作業の効率化等による労働時間の短縮に繋がる 等）

5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

※医師の事務のタスク・シフト先である他職種の労働時間圧縮含む。

☐ 情報共有強化（製品名:ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ :メーカー名）

効果の説明（連絡手段の1つとして適切に利用することで、入力が容易であり通知もわかりやすいため、対面や電話よりも円滑なコミュニケーションが可能となり関係職種間の連携強化に繋がるとともに、伝達事項が文書として残るので正確な情報共有が可能となる 等）

☐ 院内搬送用ロボット（製品名: :メーカー名）

☐ 患者の離症センサー（製品名: :メーカー名）

6. その他（類型1～5において明示していない設備等）

※医師の労働時間の削減に資するメーカーによる3%以上の業務効率化に関する指標の表示等が必要（必須）（説明が記載されたパンフレット等を添付）

厚生労働省や都道府県のウェブサイトに掲載している短縮計画の様式では、ほかの機器等（7頁参照）に関する記載例も公表しています。

- Q** 電子カルテなどを導入する際には、複数の機器を組み合わせて導入しなければ計画に記載する効果を得られないことが想定されるが、その場合はどのような計画になるのか。
- A** 通常、1組又は1式で購入するような機器については、「1組又は1式」という購入方法で差し支えない。このため、計画にも、導入する機器については「1式」等と記載することになる。
- Q** 何らかの補助金等を活用したものであっても対象となるのか。
- A** 何らかの補助金等を活用したものであっても対象になるが、通常、会計基準によって、購入金額から補助金分を差し引いた、いわゆる圧縮記帳方式等で当該法人の財務諸表が作成されるため、補助金が充てられている部分に対して税制優遇が適用されることはない。